

生成A I ガイドライン

1. 目的

本規程は、●●株式会社（以下「当社」）における生成A I（以下「A I」）の利用に関し、法的、倫理的及び実務的な観点からその適切な活用を促進し、潜在的なリスクを軽減することを目的とする。

2. 適用範囲

本規程は当社のすべての従業員に適用する。

3. 定義

①A I：この規程におけるA Iとは、テキスト、画像、音声、コードなどのコンテンツを生成することができる人工知能システムをいう。

②個人情報：個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

③機密情報：個人情報及び当社が秘匿を要する情報として指定した情報をいう。

4. A I 利活用の基本原則

(1) 法令及び倫理の遵守

A I の利活用に際しては、個人情報保護法及び著作権法などの関連法令および当社の規程を遵守すること。

(2) 機密情報の保護

A I に機密情報を入力する場合、情報漏洩のリスクを十分に認識し、適切な

セキュリティ対策を講じること。

(3) 情報の正確性と信頼性の確認

AIによって生成された情報は、必ずしも正確または完全であるとは限らない。重要な意思決定を行う際は、生成された情報を鵜呑みにせず、独自に情報の正確性と信頼性を確認すること。

(4) 人間の監督と判断の重要性

AIはあくまでもツールであり、最終的な判断は常に従業員が行うこと。AIの出力結果を批判的に評価し、必要に応じて修正を加えること。

(5) 継続的な学習

AIに関する最新の情報、技術、倫理的な議論を常に把握し、適切な利用方法を継続的に学習すること。

5. 業務内容別規程

(1) テキスト等の生成業務

①テキスト生成

AIを利用して顧客その他の者へ送付するテキストの雛形を作成できるが、内容の確認と最終的な責任は各自が負うこと。

②報告資料生成

AIを利用して調査結果や分析結果をまとめた報告資料の雛形を作成できるが、データの正確性や分析の妥当性については各自が確認すること。

③プレゼンテーション作成

AIを利用してプレゼンテーションの雛形を作成できるが、データの正確性、構成や表現については各自が確認すること。

(3) ウェブページ生成

①テキスト生成

AIを利用してウェブサイト用のテキストを生成できるが、当該テキストの同一性ないし類似性を保ったままウェブサイトを利用しないこと。

②SEO対策

AIを利用して検索エンジン最適化（SEO）のための調査やメタデータ生成が

できるが、効果を保証するものではないことに留意すること。

③ウェブデザイン

A Iを利用してウェブサイトのデザインを生成できるが、著作権侵害や倫理的な問題が生じないように注意すること。

(4) 経理・会計業務

①データ入力

A Iを利用して会計関連のデータ入力を効率化できるが、入力データの正確性は各自が確認すること。

②会計分析

A Iを利用して会計データの分析やレポート作成を効率化できるが、分析結果の解釈や意思決定は各自が行うこと。

(5) マーケティング

①市場調査

A Iを利用して市場トレンドや競合分析を効率化できるが、情報の正確ではないことに留意すること。

②ターゲット分析

A Iを利用して顧客ターゲティングを効率化できるが、個人情報保護に留意すること。

③広告生成

A Iを利用して広告文やキャッチコピーを生成できるが、著作権侵害や倫理的な問題が生じないように留意すること。

6. 禁止事項

(1) 業務の完全な代替

A Iはあくまでもツールであり、従業員の知識や経験に基づいた判断に取って代わるものではない。A Iのみでサービスを提供することは禁止する。

(2) 機密情報の入力

機密情報の A I への入力には次の各号のいずれかに該当する場合を除いて禁止する。

①Chat GPT Enterpriseへの入力

ただし、適切なデータ保護が適用されている状況で、各自に付与された当社のアカウントにより、利用目的の達成に必要な範囲で機密情報を入力する。

②所属長の事前の許可がある場合

(3) 著作権侵害

A I を利用して生成したコンテンツの利用に際しては著作権を侵害しないように留意する。

A I 生成コンテンツの複製利用は、次の場合を除いて禁止する。

①Adobe Fireflyで出力された画像の利用

②その他の業務については所属長の事前の許可がある場合

(4) 差別や偏見の助長

A I を利用して差別的または偏見を含むコンテンツを生成することを禁止する。

7. A I 利活用への対応

(1) 相談窓口

A I 利用上の禁止事項及び法的問題の相談窓口は所属長とする。

(2) 問題発生時の対応

A I に関する法令違反の可能等の問題が発生した場合、迅速に所属長に報告し、事後の対応方法について指示を仰ぐ。

8. 本規程の見直し

本規程は、A I に関する技術の進歩、法令の改正、社会的情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。

以上